

## 平成20年度「健やか生活習慣国民運動」スケジュール(案)

		国、協議会				協議会構成団体
		専用HP	普及啓発用冊子	シンボルマーク	産業界との連携	
～5月		検討	発行	検討	・産業界との連携方策を検討	・国民運動を地域・職域へ周知 ・積極的取組を实践 ・実践事例の提供
6月	「健やか生活習慣全国協議会」立ち上げ	立ち上げ	普及 ↓	↓	↓	↓
7月 ～9月		↓	↓	↓	↓	↓
10月	国民運動キックオフイベント ※民間企業の参加、健康大使の活用	↓	↓	公表 ↓	・イベントへ民間企業が参画・協力 ・シンボルマークの活用	一層の積極的取組 (他団体、行政、企業等とも連携) ↓
11月 ～1月		↓	↓	利用の拡大 ↓	参画企業の拡大 ↓	↓
2月 ～3月	第2回「健やか生活習慣全国協議会」	充実 ↓	改訂	↓	↓	↓

## 健康大使について

### 健康大使とは

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」では、予防を重視した健康づくりを進めるにあたって、国民一人一人が健康の重要性を認識し、積極的に健康対策に取り組んでもらうため、官民あげての国民運動を展開することとしています。

国民運動の一環として、国民の健康意識が涵養され、国民が健康づくりに取り組んでいただくよう、健康づくりに理解、知識を有する著名人の中から、一役を担っていただく「健康大使」を平成19年11月26日、厚生労働大臣が任命いたしました。

このため、「健康大使」には、今後政府が取り組む具体的活動や催しに際して、参加していただくなどの支援をいただくことが期待されます。

### 健康大使の位置付け

厚生労働大臣が任命し、任命証を交付。

### 健康大使の具体的な活動例

- 各省庁、関連団体等が主催するイベント・講演会等への参加
- 健康づくりに関するホームページ等広報媒体への出演
- 御自身のチャンネルを活用した健康づくりの国民への呼びかけ、啓発

※ 活躍の様子は専用サイト（政府インターネットテレビ等）で紹介するとともに、報道関係者にも広く情報提供し、テレビ、新聞等での取扱いにつき協力を呼びかけていくこととします。

## 新健康フロンティア戦略（抜粋）

### IV. 戦略の推進に向けた国民運動

本戦略に基づく予防を重視した健康づくりを進めるにあたっては、現在行われている様々な既存の施策の実施に加え、本戦略の内容を広く周知し、かつ、できる限り多くの国民が、それぞれの立場等に応じて具体的に行動することを促すような、官民あがての国民運動を展開することが重要である。

このような観点から、政府においては、地方自治体等とも連携して、本戦略の趣旨や内容等についてインターネットその他の媒体を活用した積極的な広報等に取り組むほか、運動のシンボルとなるような「健康大使（仮称）」の任命などを行い、国民運動の中心的な役割を担っていく必要がある。

## 「健康大使」一覧

(50音順 敬称略)

氏名	備考
五十嵐 めぐみ	女優
石坂 浩二	俳優、国立がんセンター「がん大使」
海原 純子	白鷗大学発達科学部教授・医学博士
奥山 千鶴子	NPO法人びーのびーの理事長
春日 雅人	日本糖尿病学会理事長
加藤 剛	俳優、健康日本21推進国民会議委員
黒川 清	内閣特別顧問
杉岡 洋一	JST研究成果活用プラザ福岡総館長
千葉 真一	俳優
土井 美和子	東芝研究開発センター技監
中尾 和子	トータルフィットネスコーディネーター
服部 幸應	服部栄養専門学校長
本多 京子	医学博士・管理栄養士
増田 明美	スポーツジャーナリスト
松村 満美子	NPO法人腎臓サポート協会理事長
三浦 雄一郎	プロスキーヤー、クラーク記念国際高等学校校長
宮崎 ますみ	女優
森本 基	学校法人雙葉学園理事長

## 女性の健康週間実施要綱

### 1. 名 称

女性の健康週間

### 2. 趣 旨

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされた。

これを踏まえ、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」を創設し、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することとする。

### 3. 期 間

毎年3月1日から8日まで

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

### 4. 主 唱

厚生労働省、（社）日本産婦人科医会、（社）日本産科婦人科学会

### 5. 協 力

#### （1）関係府省等

内閣府、地方公共団体

#### （2）関係団体

（社）日本医師会、（社）日本歯科医師会、（社）日本薬剤師会、（社）日本看護協会、（社）日本栄養士会、（財）日本食生活協会、（社）全国結

核予防婦人団体連絡協議会、(NPO)メノポーズを考える会、(NPO)更年期と加齢のヘルスケアのほか、上記の趣旨に賛同すると認められる報道機関及び営利を目的としない法人とする。

関係団体については、厚生労働省のホームページにおいて公表するものとする。

## 6. 実施の方法

### (1) 厚生労働省

ア 関係行政機関、関係団体との緊密な連携の下に、女性の健康週間の全国的な推進を図る。

イ 報道機関等の協力を得て、女性の健康週間の広報・宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図る。

### (2) 関係府省等及び関係団体

女性の健康週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による女性の健康づくりに関する正しい知識の普及

ウ 管内市町村及び関連団体に対する周知

## 7. 実施に当たっての留意事項

(1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、女性の健康づくりの意識向上に資する運動を展開すること。

(2) 地域の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。

健やか生活習慣国民運動準備会議設置要綱

1 趣 旨

今日、死亡原因の約6割を占めるとともに国民医療費に大きな影響を与えている生活習慣病の予防に向けて、日常生活の中での適度な運動、健全な食生活、禁煙を柱とする“健やかな生活習慣”の爽快感や気持ちの良さを実感することで、自ら行動変容をしていく新たな国民運動を展開することとし、その推進体制を整備するため、国民運動の趣旨に共感し具体的に行動する団体の参画を得て「健やか生活習慣国民運動準備会議」（以下「準備会議」という。）を設置する。

2 役 割

- (1) 平成20年4月からの「健やか生活習慣国民運動」（以下「国民運動」という。）推進の中核機関の母体となる。
- (2) 国民運動のイベントの企画及び運営への協力を行う。
- (3) 国民運動を地域及び職域に広げていくための推進方策について、厚生労働省に意見・提案を行う。

3 組 織

準備会議は、国民運動の趣旨に賛同する団体及び個人をもって構成する。

ただし団体にあつては、国民運動に関する具体的な取組を先行して実施することを参加の条件とする。

4 議 長

- (1) 準備会議の構成員のうちから、議長を選出する。
- (2) 議長は、会務を総括し、会議を招集する。
- (3) 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、予め議長が指定する者が議長の職務を代行する。

5 事務局

準備会議の事務局を、財団法人健康・体力づくり事業財団に置く。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、準備会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。